

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年3月15日)

- 1 関西広域連合(仮称)に係る規約案等について【政策企画総室】・・・・・・・・1ページ

企 画 部

関西広域連合（仮称）に係る規約案等について

平成22年3月15日
政策企画総室

平成22年1月8日（金）、大阪市内で開催された関西広域連合（仮称）に係る関係府県知事会議において、関係府県知事が意見交換を行い、各府県議会に説明することとした規約案等は、次のとおりです。

1 関係府県知事会議で取りまとめたもの

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 関西広域連合（仮称）規約案 | ・・・ 別 添 |
| (2) 関西広域連合（仮称）規約に盛り込む事項 | ・・・ 別 添 |
| (3) 関西広域連合（仮称）分賦金の試算（平成22年度予算） | ・・・ 別 添 |
| (4) 関西広域連合（仮称）設立案 | ・・・ 別 添 |
| (5) 関西広域連合（仮称）の事務概要（案） | ・・・ 別 添 |

2 規約案の概要

1のうち、関西広域連合（仮称）への参加に当たり、各府県議会の議決が必要となる「関西広域連合（仮称）規約案」の概要は、以下のとおりです。

| | |
|-----|---|
| 第1条 | 広域連合の名称 |
| 第2条 | 広域連合を組織する地方公共団体 ⇒ 現段階で設立の検討に参加している滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県及び鳥取県の2府5県として規定 |
| 第3条 | 広域連合の区域 |
| 第4条 | 広域連合の処理する事務 ⇒ 広域連合で処理する事務を規定するとともに、部分参加をする府県の参加事務について規定 |
| 第5条 | 事務の追加 ⇒ 広域連合で処理する事務を追加するときは、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行うことを規定 ⇒ 国から権限移譲を受けて事務を処理しようとするとき等は、構成団体と協議をすることを規定 |
| 第6条 | 広域連合が作成する広域計画の項目 |
| 第7条 | 広域連合の事務所 |
| 第8条 | 広域連合の議会の定数 ⇒ 議員定数は20名と規定 |
| 第9条 | 広域連合議員の選挙の方法 ⇒ 構成団体の議会において、各議会の議員から選挙により選出することを規定 ⇒ 構成団体の議会ごとに選挙する人数の配分方法を「均等配分1名＋人口割配分1～4人（人口250万人ごとに1名）」と規定 <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【議席配分の試算】</p> <p>滋賀県2名、京都府3名、大阪府5名、兵庫県4名 和歌山県2名、徳島県2名、鳥取県2名</p> </div> |

| | |
|------|---|
| 第10条 | 広域連合議員の任期 ⇒ 任期は、構成団体の議員としての任期によることを規定 |
| 第11条 | 広域連合の議会の議長及び副議長 ⇒ 広域連合議員から議長及び副議長1人を選挙により選出することを規定 |
| 第12条 | 広域連合の執行機関の組織 ⇒ 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置くことを規定 |
| 第13条 | 広域連合の執行機関の選任の方法 ⇒ 広域連合長は、構成団体の長から選挙により選出することを規定 ⇒ 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長から選任することを規定 |
| 第14条 | 広域連合の執行機関の任期 ⇒ 広域連合長及び副広域連合長の任期は2年とすることを規定 |
| 第15条 | 広域連合委員会等の設置等 ⇒ 広域連合の重要施策に関する事項を協議するために、構成団体の長で構成する関西広域連合委員会を設置することを規定 |
| 第16条 | 広域連合協議会の設置 ⇒ 広域にわたる行政上の課題等について幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を設置することを規定 |
| 第17条 | 選挙管理委員会 |
| 第18条 | 監査委員 |
| 第19条 | 補助職員 |
| 第20条 | 広域連合の経費の支弁の方法 ⇒ 構成団体の負担金の負担割合について規定 ※現時点の負担割合の考え方及び負担金の試算は、「関西広域連合(仮称)分賦金の試算(平成22年度予算)」のとおり |
| 第21条 | 規則への委任 |